

答申第178号  
平成28年2月26日

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助 様

神戸市情報公開審査会  
会長 米 澤 広 一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成27年3月2日教委庶第732号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「教職員による体罰にかかる事故報告書」を一部非公開とした決定に対する不服申立て  
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

「教職員による事故報告書」に記載された教職員の氏名について、別表1 及び別表2に掲げる事案において非公開としたことは妥当であるが、その余の事案においてはこれを公開すべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
  - ① 神戸市立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文，顛末書，診断書，事情聴取記録，その他一切の添付文書等を含む）（平成25年度までの保存分すべて）
  - ② 教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について（回答）のうち，体罰に係る懲戒処分等（文部科学省が行った調査に対する回答文書）（平成22～25年度分）
- (2) 教育長に委任する事務等に関する規則第2条に基づき，教育委員会から公開請求に対する公開決定等の事務について委任を受けた教育長（以下「処分庁」という。）は，本件請求に対して，「教職員による事故報告書」（以下「本件公文書」という。）を特定し，そのうち被害児童生徒の氏名及び所属学級名，一部の事故発生場所，事故を起こした教職員の一部氏名及び教科・校務分掌・事故の概要のうち部活動名等の一部情報を非公開とし，その余を公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し，請求人は，本件決定を取り消し，変更するとの決定を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を，平成27年1月26日付の審査請求書，平成27年4月8日付の意見書から要約すれば，概ね以下のとおりである。

ア 今回，一部公開を受けた公文書は，判例及び神戸市情報公開審査会答申第166号等に照らし，違法である。審査会答申は，一部の事例を除き，教職員の氏名につき公開すべきとの答申を出したが，この基準と判断は妥当である。しかるに本件公文書は非公開が維持されているものが多く，新たに部活動の名称なども非公開とされている。

司法判断や答申を顧みない処分庁の態度には極めて大きな問題がある。答申に従ったかたちで非公開処分を取り消し、答申の対象となっていない文書についても答申の基準に従って決定されるべきである。

イ 「一般人」ではなく「学校関係者」を基準としているが、これは最高裁判例違反である。

「特定の個人が識別され、若しくは識別されうる」とは、氏名等特定個人を直接識別できる場合だけでなく、その情報だけでは特定個人を識別できないが、他の情報と比較的容易に関連付け、間接的に特定個人を識別することができる場合を含む（モザイクアプローチ）。

他方、モザイクアプローチによった場合でも、特定の個人を識別することが相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、間接的に特定個人を識別できる可能性があるに過ぎない場合を除く。（大阪高裁平成18年12月22日判決（平成18年行コ第26号事件，同第68号事件））

そして、上記「他の情報」とは、「一般人が通常入手し得る関連情報」との考え方が示されており（最高裁平成3年（行ツ）第18号平成6年1月27日第一小法廷判決）、「学校関係者」といった特別な立場にある者を基準とすることは認められていない。

また、この場合の関連情報とは、広く刊行されている新聞等や、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等をいう。

このように裁判所が判断しているのは、モザイクアプローチを広く採用すると、本来開示すべき情報を非開示情報として扱うことになりかねず、モザイクアプローチによる識別可能性を相当程度限定しているためである。

処分庁の非公開理由は、このような司法の一貫した判断を公然と無視するもので全く看過しがたい。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成27年3月30日付けの非公開理由説明書、平成27年9月15日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

ア 本件決定において、一部加害教職員名を非公開としているが、いずれも被害児童生徒のプライバシー保護を目的としたものである。被害児童生徒及びその保護者にとって、体罰を受けたことやその経過を示す情報を、同じ学校の他の児童生徒や保護者、地域住民等の学校関係者に知られると、精神的苦痛を受けることとなり、さらに当該情報が拡散される等の二次的被害により、権利利益の侵害が拡大する可能性が高いと考えられる。

イ 対象児童生徒が少人数に限定されることになれば、対象者であることが知られるのではないかという危惧を抱くことになると考えられ、そこからの保護も必要である。

上記の観点から、被害児童生徒の氏名のほか、対象児童生徒数が 10 名以下程度に限定されることとなる情報を非公開としている。

例えば、修学旅行の宿泊先の部屋番号を非公開とした事例では、宿泊人数が 10 名以下であり、学校関係者であれば被害児童生徒の特定につながる蓋然性が存在すると考えられるためである。また、学級名を非公開としているが、これは、一学級の児童生徒数は一般的に 30～35 名程度であり、性別や年齢などの情報も合わせると、学校関係者が被害児童生徒を特定できる蓋然性が認められるためである。

次に、部活動名の一部を非公開としているが、これは、被害児童生徒の学年に所属する部員数が 10 名程度以下の場合である。部活動の顧問の教職員が体罰を行った事例で教職員名を非公開としたのは、当該教職員がどの部活動を指導しているかわかる情報と合わせれば、被害児童生徒の所属する部活動を識別することができるためである。

ウ なお、加害教職員名を非公開とした理由は、被害児童生徒のプライバシー保護のためであり、教職員のプライバシー保護を理由としたものではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、神戸市立学校長から教育長へ宛てた、教職員による児童生徒への体罰の事案についての事実関係を記した報告書である。

### (2) 争点

処分庁は、本件公文書のうち、被害児童生徒の氏名及び所属学級名、一部の事故発生場所、事故を起こした教職員の一部氏名・教科・校務分掌、事故の概要のうち部活動名等の一部情報を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、非公開とする決定を行った。これに対し、請求人は、非公開とされた情報のうち、教職員の氏名およびこれまで公開されていた部活動の名称などを公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、教職員の氏名等非公開部分の条例第 10 条第 1 号ア該当性である。

以下、検討する。

### (3) 被害児童生徒のプライバシーについて

ア 処分庁は、教職員の氏名を公にした場合に、事故報告書に記載された情報から対象児童生徒が少人数に限定されることで学校関係者であれば非公開としている学級が特定され、被害児童生徒の特定につながっていく蓋然性が高まり、当該児童生徒の権利利益を害するおそれがあると主張しているため、まずこの点について検討する。

イ 被害児童生徒の識別性について、処分庁は、一般人だけでなく、当該学校に通う児童生徒やその保護者（以下「学校関係者」という。）も基準に加えて判断するべきだと主張する。しかし、情報公開制度における特定の個人の識別性の判断におい

ては、原則として、一般人を基準とし、一般人が通常入手し得る関連情報をもって、比較的容易に特定の児童生徒を識別することができるかどうか、で判断するのが妥当である。

そこで、一般人を基準に考えると、一般人が入手し得る学校内部の情報は限られており、教職員の氏名から容易に被害児童生徒を特定できるとは考えられない。学校によってはホームページに「学校だより」等を掲載しており、教職員の担任学級が記されているような例もあるが、たとえそのような資料により体罰の発生当時に遡って教職員の担任学級を知ることができたとしても、一般人が当該学校に在籍する個々の児童生徒の名簿等を入手できない以上、児童生徒の特定に至ることは極めて困難であるといわざるを得ない。

ウ ただし、本件公文書の中には、例えば、被害生徒が部活動の主将であり、加害教職員がその部の顧問であることがすでに公開されており、教職員の氏名を明らかにすると容易に被害生徒の特定につながり得るような、特別な事情のある事案が見受けられる。こうしたケースでは、被害生徒の特定を避ける必要があるため、教職員の氏名を公にすることは妥当ではないと考えられる。

本審査会が本件公文書を見分したところ、別表1に掲げる4件の事案については、被害児童生徒の特定につながり得るケースであると認められる。

したがって、別表1の事案については、被害児童生徒のプライバシーの保護の観点から、教職員の氏名は条例第10条第1号アに該当すると認められる。

エ また、本件公文書の記載内容を見ると、単に被害児童生徒が体罰を受けたというだけでなく、例えば、授業中にトイレに行くことを許可しなかった結果、児童が失禁してしまったことが記載されている事案や、体罰の被害生徒が当時、不登校の状況にあったことが記載されている事案などが見受けられる。

こうした記載内容は、極めてセンシティブな情報であり、一般のプライバシー情報よりもさらに慎重な対応が必要であり、特段の配慮を必要とするものと考えられる。

学校関係者のように、より多くの関連情報を予め保有する者であれば、教職員の氏名が明らかになると、そこから学級や児童生徒の特定につながる場合もあると考えられる。そうした場合に、上記のようなプライバシー性の高い情報が記載されていると、当該情報を特定の児童生徒と結び付けることが可能となる。そうなれば、児童生徒のプライバシー性の高い情報について、これを知る者の範囲が拡大することになり、当該児童生徒の権利利益を侵害すると認められる。

したがって、被害児童生徒のプライバシー保護のため特段の配慮を必要とする情報が記載されている事案であって、かつ、教職員の氏名を明らかにすることによって被害児童生徒の特定につながり、その保護すべき情報を知る者の範囲が拡大するおそれがある、という要件を満たす場合には、上記イで示した基準にかかわらず、教職員の氏名を非公開とすることが妥当であると考えられる。

本審査会が本件公文書を見分したところ、別表2及び別表3に掲げる6件の事案については、この要件に該当することが認められる。

したがって、別表 2 及び別表 3 の事案については、被害児童生徒のプライバシーの保護の観点から、教職員の氏名は条例第 10 条第 1 号アに該当すると認められる。

オ 上記ウ及びエ以外の事案については、教職員の氏名を公にしたとしても、一般には被害児童生徒の特定にはつながらないため、教職員の氏名は条例第 10 条第 1 号アに該当するとはいえない。

カ なお、処分庁の非公開部分について付言しておく。

処分庁は教職員のプライバシーを理由として本件決定を非公開としているわけではなく、被害児童生徒のプライバシー保護のため、被害児童生徒が特定されるおそれのある場合、教職員氏名を非公開にしていると主張する。被害児童生徒のプライバシー保護を主張するならむしろ体罰事故の有無、そして体罰事故があればその内容、教員がどのような体罰行為を行ったかがわかるようにし、その視点で被害児童生徒のプライバシーに最大限に配慮すべきである。

すなわち教職員氏名を開示し、これまで公開している被害児童生徒に結びつく情報を非公開にするといった考え方をする方が、むしろ学校関係者をもってしても被害児童生徒の特定に至らず、プライバシーが保護されるのではないかと考えられる。

処分庁は、体罰の事故報告書に関してこれまで教職員のプライバシー保護をも考慮したうえで、部分公開決定を行っていた。ところが、大阪高裁平成 23 年 2 月 2 日判決（平成 22 年（行コ）第 153 号）により、教職員が体罰を行ったことを示す情報は、公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であるとされ、さらに神戸市情報公開審査会答申第 166 号は被害児童生徒のプライバシー保護のため特段の配慮を必要とする事案や被害児童生徒が特定され得るおそれのある場合等を除き原則教職員名を開示することとした。

これにより、これまで体罰に至る経緯を原則公開していたところ、処分庁は学校関係者からすると被害児童生徒の特定に至るのではないかという懸念から、教職員名を非公開と決定したケースにおいてもこれまで公開していた部活動名等の周辺情報を本件請求では一部非公開にしておき、処分庁の公開非公開の判断に被害児童生徒のプライバシー保護を理由としているとはいえず一貫性があるとは言い難い。

被害児童生徒のプライバシーを保護しようとするのであれば、これらの周辺情報こそ、被害児童生徒を特定するうえでまさしく重要な要素であり、学校関係者であればなおのこと、被害児童生徒の特定に結びつきやすい情報であると思われることから、教職員氏名を非公開とするのではなく、部活動名など児童生徒の特定に結びつくおそれのあり得る情報についてより一層慎重に判断すべきと思われる。

また、別表 3 に掲げる件の事案については、生徒のプライバシー性の高い周辺情報が既に公開されており、今後の判断においては慎重に取り扱われたい。

#### (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表 1

被害児童生徒の特定につながり得る事案

学校名	発生年月日・時間
神戸市立渦が森小学校	平成 23 年 10 月～平成 24 年 5 月
神戸市立渦が森小学校	平成 24 年 5 月 10 日 (木)
神戸市立御影北小学校	平成 25 年 1 月 18 日 (金) 8 時 50 分頃
神戸市立筒井台中学校	平成 24 年 9 月 22 日 (土) 16 時 30 分頃

別表 2

被害児童生徒のプライバシー保護のため特段の配慮を必要とする情報が記載され、かつ、その保護すべき情報を知る者の範囲が拡大するおそれがある事案

学校名	発生年月日・時間
神戸市立灘小学校	平成 24 年 12 月 3 日
神戸市立明親小学校	平成 25 年 1 月 23 日 (水) 13 時 50 分頃
神戸市立竹の台小学校	平成 24 年 5 月～11 月
神戸市立太山寺中学校	平成 24 年 7 月 20 日 (金) 8 時 30 分頃

別表 3

被害児童生徒のプライバシー保護のため特段の配慮を必要とする情報が開示されていた事案

学校名	発生年月日・時間
神戸市立六甲アイランド高校	平成 23 年 11 月 18 日 (金) 11 時 40 分頃
神戸市立長田中学校	平成 25 年 6 月 14 日 (金) 13 時 15 分頃

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成27年3月2日	—	* 諮問書を受理
平成27年3月30日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成27年4月8日	—	* 申立人から意見書を受理
平成27年6月24日	第289回審査会	* 審議
平成27年7月23日	第290回審査会	* 審議
平成27年9月15日	第291回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成27年10月22日	第292回審査会	* 審議
平成28年1月15日	第293回審査会	* 審議
平成28年2月26日	第294回審査会	* 審議